主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小林茂実の上告趣意第一点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、 同第二点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない( 第一審判決判示第一の事実につき、被告人の過失と被害者の致死の結果との間に因 果関係を認めた原判決の判断は、その認定の事実関係のもとにおいては、正当であ る。)。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 昭和四七年四月二一日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝